

農村地域社会と家族変動

杉 岡 直 人

I 民主化と近代化の課題——自立と共生の問い

戦後の農村地域社会と家族は、日本社会の民主化と近代化を実現する要とされた。その理由は、家長権を前提とした「家」＝直系家族制度と地主小作制度に象徴される社会構造＝「村」（自然村）は、戦前日本の「個」の独立性を認めない家族主義的社会システムの温床とみなされていたからである。

個人主義的価値を基礎とする社会は、「個」を輩出させ、それをサポートする社会のことであり、自立した個人によってつくり出され、守られる民主主義は、市民社会の基本的な社会価値となっている。そして、現代福祉社会は「自立」と「共生」のキーワードに代表されるように、個の尊厳を前提とする自立生活を保障することが福祉政策および福祉サービスの原則とされている¹⁾。「自立」の問題を政策理念に位置づけることは、社会福祉制度の改革にとどまらず、日本の社会システムのあり方を変えるものである。

つまり、戦後の農村地域社会は、日本の社会構造の改革課題とされた民主化と近代化の遅れを象徴するものとされ、個人主義的価値である自立観念を組み込むべきターゲットとされたのである²⁾。

日本の農村地域社会は、農地改革時期を転換点として自作農の創設と維持を基本とする自立的家族農業経営を追求することとなった。日本農業の近代化政策は、1960年に出された農業基本法に基づき自立経営農家の育成を目標としてきた。この自立経営とは、「正常な構成の家族のうちの農業従

事者が正常な能率を発揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」(農業基本法第15条)である。さらに、「国は、自立経営たる又はこれになろうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたって従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるものとする」(同第16条)として均分相続制下において、実質的に直系家族的世帯の形成を可能とする単独相続制の維持を図っている。農業基本法は自作農を小農経営体として誕生させた農地改革が当初から抱えていた矛盾の解決(自作農を守ることを第一条件として)を企図していた。つまり、均分相続制下では、自作農であることと(単独相続制の下で再生産が可能であった)直系家族形態を両立させることは原理的に困難である。両立させるためには、一世代ごとにくわめて巨額な富を生み出し、(均分相続制による財産分割に伴う)経営規模の縮小を回避するか、あるいは相続権者に対して少なくとも不均等分配を受け入れさせることができなければ、(両立問題は)成立しないのである。この意味で、戦後の農村地域社会と家族の変動を歴史的コンテクストにおいて捉えるためには、農家相続の展開を解明することが不可欠であり、相続と農業政策との関連を明らかにすることがひとつのポイントとなる。

さて、農村地域社会における個人の自立に目を向けるならば、第一の課題は家族の民主化である。なかでも農村女性については、イエ制度の下での

家事、育児、農作業等の複数役割による過重労働の問題が指摘され、かまどの改善や食生活の改善運動、あるいは田植え時期の共同炊事や共同田植えなどが取り組まれたのである。昭和30年代前半の農業共同化運動には、それらが女性のこうした労働の軽減に結びつくという考え方が共有されていた。さらに青少年の自立という観点も家族の民主化の問題と結びついていった。つまり、後継者が家を代表して社会的な活動をするためには、(代表権を有する)父親の引退を必要としたため(世帯を代表するという)社会的に一人前に扱われるようになるまでに長い待機待ちの期間が必要であった。また財産は原則として(親の)死後相続であるから世代交代の大きな課題となった。とくに農地の末相続は、後継者自ら労働力を投下し、生産活動に参加しているにもかかわらず、農作業全般にわたる発言権を弱くするため後継者の意欲を低下させる要因であった。したがって、機械化や農業近代化を推進する農政サイドでは、後継者への権限委譲は重要な政策課題となったのである。

こうして、家族の民主化という課題は、女性の過重労働の軽減および地位の向上と後継者への世代交代に伴う権限委譲の課題に置き換えられた。なかでも世代交代を促進して後継者の生活・生産意欲を高めることは、家族の民主化と農業生産の担い手の育成を実現することになり、政策目的に直接結びつくものとなったのである³⁾。昭和30年代後半から各地で取り組まれた家族協定農業(父子契約)は、農業経営と家族関係の2つの近代化を同時に実現するものとして位置づけられた。これは、現在、法人化を推進することを企図している新農政との関係でいえば、全国農業会議所の啓発事業による「家族経営協定」(1993年4月にパンフレット発行)の提唱につながっている。この家族経営協定は、(内容はほぼ家族協定農業と同様であるが)集団としての家族経営に個人化⁴⁾の課題を位置づける意義について提起している。

一方、自立の問題とセットにされているのが「共生」である。農村地域社会は、そもそも相互扶助および連帯保証の機能を媒介として共同体社会を形成してきた歴史を有するから、もともと共生

の原理に連続する論理を内包していたといえる。とくに第一次農業構造改善事業は、地域内の共同機械利用組織の設置を事業導入の受け皿として位置づけ、その際、地区指定方式により地区農家全戸が協力・参加することが前提とされていた。また、1970年以降の生産調整＝減反政策でみられたように、減反規模の調整は、地区全体の自主的申し合わせに委ねられている。しかも特定個人が非協力的な場合、(減反しない)地区の農家には(減反協力に伴う)補助金は出されないという縛りが存在するといわれている。したがって、個人的に納得できなくても反対行動はとりにくく、実際には集団主義的規範によって受け入れざるを得ないことから、強いられた共生という側面を含むことは否定できず、全体の利益を個の妥協によって守るという行為様式をもっていた。

ところで、利害の共有原則は減反政策以外にも、例えば高齢者世帯の増加と営農集団(生産者組織)組織に関する問題によっておさえることができる。すでに最近の動向として高齢者世帯の増加傾向が著しいことが知られている。このことは農村地域社会においても例外でなく、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の割合が漸増している。その理由は、後継者の不在という担い手の流出によるものが大半であるが、やはり高齢者のみの世帯が農村地域社会のなかで生活を継続できる環境が登場したという側面も無視できない。後継者がいなくなっても、高齢者自身の生活基盤が保障されなくては転出するばかりではない。社会経済的背景をみると、経済の停滞によって都市の人口吸収力が減退して離農による都市への人口移動そのものが少なくなったことも大きい。もうひとつの要因に農業者年金を含む年金制度の成熟により、離農後も地元で生活するための所得保障が実現したことがあげられる。最近の農業調査によると耕地処分者の地区内居住者の割合は上昇を続けており、離農者の実態調査の結果[北海道農政部、1993]をみても、地元に残る割合は9割に達している。

ところで、地元定着型の離農が多くなったことだけでなく、現役の農業従事者に女性の基幹労働者率が高くなったことと高齢者の農業従事者率も

高くなっている。高齢者の営農継続がどうして可能なのか、の説明根拠となるのは、第一に農業機械化の進展であり、農作業における機械作業が増加して肉体的な消耗が少なくなり高齢者でも営農活動が継続できるようになったことがあげられる。そして第二の理由として農業機械の利用組合や営農集団といわれる共同化集団の存在があげられる。高齢者が機械利用の共同化集団のメンバーとして登録することによって利用者としての権利が保障される。そこでは、自分で農業機械を操作（所有）できない農家もまた利用料を支払うことで農作業の機械化を実現することができる〔杉岡，1990，pp. 97-138〕。機械を使いこなせない高齢農家や機械を単独購入できない農家にとって、共同利用組織（営農集団）に所属することは、農業者としての生活を継続することを可能にする。機械化は現在大型機械の共同所有や共同利用を媒介とする集団化を促進しており、その機械利用集団がメンバー以外の耕作者に対して請負耕作によるビジネスを展開するケースも増加している。こうした機械利用の共同化は、共同的な活動を通じて連帯を図り、農業によって生きる農民の生活防衛的システムをつくり出しており、農村地域社会における共生の論理を説明するものとなっている⁵⁾。

以上のように農村の民主化と近代化の系譜をみるならば、自立と共生の論理をどのように考えるかという問題に深く関わっていることが分かる。このことを踏まえて本稿では、具体的に典型事例を取り上げて農村地域社会と家族にとって民主化と近代化の2つの価値がアンビバレントな状況を生み出している構造を明らかにし、最後に農村の福祉課題を提示する。

II 農村地域社会の変動——自立戦略の軌跡

高齢化社会を迎え、福祉社会の実現が重要な課題となっているが、福祉社会のキーワードのひとつが自立であり、そのなかでも基本となるのは経済的自立である。民主主義的社会の下では経済的自立を実現することが自由な選択や自己決定を容易にする。地域社会レベルでいえば、地域経済を

安定させることが雇用の確保を可能にし、住民生活の安定と自立的生活を可能にするのである。このような理念の下に地域経済の自立をめざして取り組んだ事例が、戦後の農村民主化と農業共同化を軸とした組織化によって知られる北海道十勝地域の中札内村である〔杉岡，1990，pp. 139-186〕。

北海道農業の典型とされる十勝地域の畑作地帯でもっとも高い労働生産性をあげるようになった戦後の中札内村の発展過程は、農村民主化、農業の近代化を村の社会経済的な独立性、自立性を実現することを基本理念とした組織的対応の歴史であったといえる。農業近代化こそ農村社会の主体である農家の経済的自立を実現する要であるという理念の下に、農業協同組合による（第1次から第8次までの）農家経済確立5ヵ年計画が継続的に策定され、段階的な取り組みによって構造的な転換が実現してきたのである。その結果、共同化と法人化という組織化のなかで自己の労働評価を自覚的、客観的に行うよう農家に対する啓蒙的活動が展開された。そして天候に恵まれ収穫がうまくいけば儲かり、冷害にあうと壊滅的な打撃を受ける（十勝農業の特質であった）豆作に傾斜していた投機的な営農スタイルは、次第に、冷害に強い作目や養豚・養鶏・乳牛などの家畜導入による有機質肥料の畑地への還元を進めることになり、しかも農畜産物の営農部門を専門化することで発生する余剰堆肥を地域内分業体制を構築することで村内全体の農家の経営改善を実現するものへと転換した。さらに経済合理性を追求できる法人化の推進、あるいは生産から流通までを理念とした加工施設と販売会社の設立、さらに婦人中心の運営による消費生活協同組合の活動や大手スーパーマーケットなどとの直接取引を介して経済活動の強化を図っている。

また平成5年には、元中札内村農協組合長の提案を受けて北海道広域農業協同組合が中札内村に拠点を置いて発足している。この組合の事業は、系統組織のあり方を批判して「客観的情報と連絡を通じ、農村の民主化を推進する」ことを目的としている。具体的には、各地域の組合員が協力組合を組織して必要な生産資材をとりまとめて、必

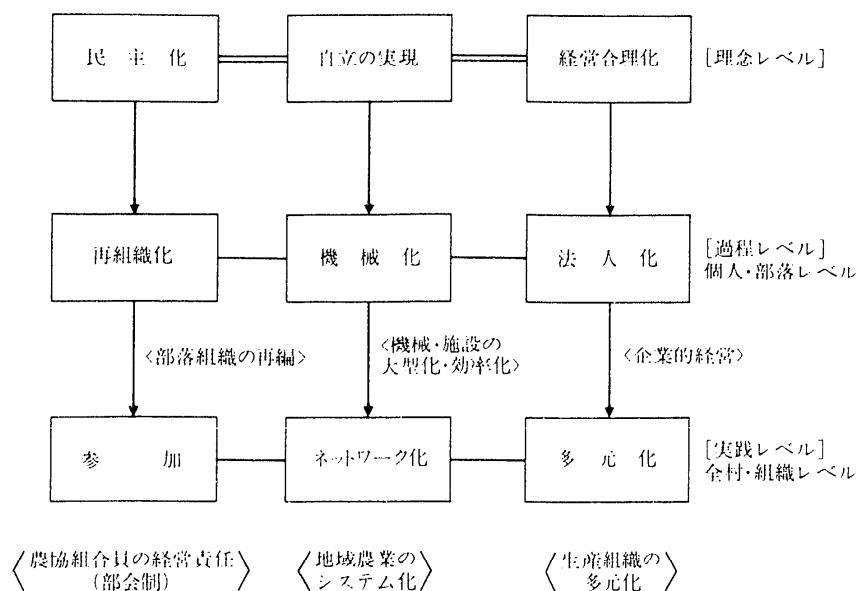
要量を個人輸入するシステムをとり、(従来の系統農協体制のような)ペーパーマージンを一切とらない組織であることを強調している⁶⁾。

この中札内村の軌跡は、戦後日本の民主化と農業の近代化をもっともよく実践場面において展開しえた典型的な事例である。すなわち農協による農家経済確立計画の取り組みを通じて、民主化が生産共同化の与件⁷⁾となり、経済的合理性を追求することでコストの低減化、労働力の完全燃焼を実現し、農業の近代化に対応しようという形式合理性に対する信念を農民のなかにつくり上げてきた。つまり事例に取り上げた中札内村の戦後の展開をモデル的に整理すると、農村の社会構造を民主化というコンセプトで革新を図ったことは、家制度と地主小作制度によって代表された伝統的村落構造を民主化による住民の社会参加および集団的意思決定の尊重と合法的支配による社会構造へと転換させることになる。

図1は、事例地区である中札内村の戦後の展開過程の概念図である。戦後の農村民主化が共同化へ結びつくためには、共同化が営農上の選択肢として評価され、合理的な経営行動として農民主体

に意識化されなくてはならない。したがって「共同化しなければ個別経営の存続(発展)は困難となる→共同化することで危機を打開することができる」という動機づけが必要となる。しかしながら、主体の選択として共同化が進んだというよりも組織的に共同化が進められたことによる要素が強いのが実態である。この点に関しては、効率的な農業生産活動の実践を目的とすれば、個別的な自主性の尊重という対応だけでは効果が見込めないという現実を認めざるをえないが。

さて、昭和30年代から農協の主導で開始された共同化・法人化への取り組みは、資本主義的な競争原理に対抗する農民的な組織化の実践であり、生き残りをかけた農家の選択であった。それは企業の農業経営の確立による農家の経済的地位の向上を図った農業基本法に矛盾するものではなく、むしろ農家経済を家計と経営を分離して捉える法人化の仕組みを導入することで自己の労働に対する評価を不断に行う習慣を身につけることができ、その結果として地域経済の基盤を築こうとした農協と村の方針であった。彼らリーダー層の考え方は、民主化と共同化・法人化は相互に関



出所：杉岡直人(1990)，p.178，図67より。

図1 中札内村農村社会変動の概念モデル

連づけられるもので異質なものではないというものであった。

皮肉なことに、それは自己の経営能力を自覚させるだけにとどまらず、農家経済の自立化計画が推進されるにつれて再編あるいは解散を遂げる動きとなって表れ、法人化の結果は、経営規模の拡大を実現する一方で、組織を構成する世帯数の減少を伴うという階層分解を同時に進行させたのである。それは、合理的な経営システムを取り入れることによって明確となる組織そのものの経営破綻によるものと、またもうひとつの動きは、共同化法人からの離脱を図るメンバーの出現によるものであった。なぜ共同化法人が離脱傾向を抱えるに至ったかを追跡すると、共同化のメリットのみを共有することが困難となってきたことがあげられる。というのは、法人構成員は農業者年金（経営移譲年金）の受給資格が得られないという年金制度上の問題といまひとつは中札内村方式による協業法人の場合、実際には法人の成員同士の了解によって耕作と所有権が確保される仕組みのため、構成員が新規に農地取得をするためには法人名義にする必要があり、書類上は個人所有である証拠が残らない。そのためメンバーの家族内での世代交代の際に後継者が共同化法人から離脱し、個別経営を志向するケースが増加したため法人組織の規模縮小を招いたのである⁸⁾。

ここで、中札内村の農村部の世帯構造を表1でみると、二世代夫婦家族がもっとも多く、夫婦家族世帯の構成比は全体で3割弱と少ない。単身世帯と夫婦のみの世帯の割合は合わせて約2割を占めている。経営別にみると、法人経営の夫婦のみの世帯の割合が高く、法人のなかでも共同経営法人の夫婦のみの世帯の割合が高いことと二世代夫婦家族世帯の比率の低さが特徴としてあげられる。

そこで、家族類型と経営類型（法人経営か個別経営）の関係について、法人経営（共同経営）と個別経営（あるいは一戸一法人）を例にとって触れることにする。例えば、成人し、農業を継ごうとする後継者のいる夫婦家族世帯を想定した場合、個別経営であれば後継者は自動的に後継ぎとなるのが一般的である。しかし、共同経営法人の場合、組織のメンバーシップの原則からすると、あくまで法人の構成員に対して給与・年俸が支払われるという契約関係が成立しているため、法人組織の構成員である農家（夫婦家族世帯）の後継者が成人し、農業を志していても、法人への新規加入はメンバーの引退か規模拡大等により新たに人手が必要であるという判断の合意が原則となり、たとえメンバーの後継者であっても雇用者が増えることによる経済的収支に関係するため状況的に無条件ということにはならない。また、共同経営法人は構成メンバーの全体の合意によって運営されて

表1 中札内村の世帯構造と法人組織の関連

	人 口	世 帯	世 帯 類 型					その他の世帯
			単身世帯	夫婦のみ世帯		夫婦家族世帯	二世世代夫婦家族世帯	
				世帯主の年齢が60歳未満	世帯主の年齢が60歳以上			
中札内村農業地区	1,227	278(100.0)	20(7.2)	18(6.5)	22(7.9)	73(26.3)	144(51.8)	1(0.4)
個別経営		170(100.0)	20(11.8)	4(2.4)	13(7.6)	48(28.2)	84(49.4)	1(0.6)
法人経営 (43)		108(100.0)		14(13.0)	9(8.3)	25(23.1)	60(55.6)	
共同経営法人(11)		38(100.0)		6(15.8)	6(15.8)	19(50.0)	7(18.4)	
協業経営法人(11)		49(100.0)		8(16.3)		5(10.2)	36(73.5)	
一戸一法人 (21)		21(100.0)			3(14.3)	1(4.8)	17(81.0)	

注：数字は1989年8月現在。

出所：杉岡直人（1990）表6-10および表6-11より作成。

いるため、新規加入については、共に働く仲間としてふさわしいかどうかというメンバーの判断も左右する。したがって、親が法人構成員であつても自分が出資をしている法人へ後継者を加入させることは就職させることと同じ意味となる⁹⁾。

また、法人が再編される過程で（法人からの）離脱農家は個別経営へ戻ったり一戸法人農家となるケースが多いが、それらの家族は二世代夫婦家族を構成している割合が高い。この背景には、先に述べたように、法人化しても容易に個別経営の価値からは解放されることはない価値の葛藤を意識せざるをえないからであろう。家族経営の近代化を実現する法人化は、いわゆる企業的な法人組織の性格を模索するというよりも家族成員によるクローズドな共同組織という性格を強くしている。

表1には数字としては示されていないが、興味深いのは農業に従事する单身青年の存在である。それは単身世帯の個別経営農家と共同経営のなかの雇用者としての单身青年である。個別経営の場合、単身で経営を続けていくことは事実上継承者を失っていくことに結びつくのに対して、共同経営の場合、組織の存続を成立させるメンバーの位置づけはすべて個人を単位としているため、单身青年をメンバーとすることは組織の存続にとって構造的に何の問題もない。彼らは小土地所有者として家産の継承を当然のこととしてきた従来の日本の農家とは異なる次元の世界に生きる農業者の登場を表すものである。地主制度の下での小作農と彼ら単身者との類似性は、耕作地の所有権をもたず、他者の農場を耕作する雇用者としての性格を有していることである。この現象は将来的に農業が他産業と同じレベルで扱われることを示唆している¹⁰⁾。

Ⅲ 民主化と近代化のアンビバレンス

戦後の農村地域社会と家族の変動は、日本社会の近代化と民主化の軌跡を象徴するものとされた。婦人の過重労働の解消を掲げた農業共同化の推進をはじめとして農村青年と女性の社会参加の促進が図られ、また後継者の生活・生産意欲の向上の

ために生前一括贈与の特例措置や農業者年金制度（経営移譲年金）などの政策によって家族集団の民主化と近代化が企図された。しかし、これは、民法改正に伴う均分相続の農家への適用をできるだけ回避する、つまり後継者へ一括相続した戦前の単独相続を実質的に維持できるようにすることを意味していた。この家族関係の近代化と単独相続を維持するという一見両立しえないような問題について制度上の支障をクリアしようとするのが、自立経営実現を図る戦後農政の課題となったのである。昭和30年代に推進された家族協定農業の普及は、こうした目的にふさわしい農業経営の近代化と家族関係の近代化という2つの課題を実現するものとして位置づけられていた。

しかし、こうした相続慣行や農業機械化・近代化に関する誘導政策にもかかわらず、現実には農政が目標とした近代化の証としての大規模農家や自立経営農家は形成されたとはいえず、多くの小規模な兼業農家が存在している。そして1992年に出された「新農政」がめざしているのは、経営体としての合理的な行動様式をもつ農家の位置づけと実現である。そこには、新しい提案はなく、農業基本法のフレームをより確実に実現させたいという政策展望を描いているにすぎない。細谷昂[細谷, 1994]の指摘するように、家族農業の重要性について、また規模拡大と法人化が成功しなかった原因について十分な検討がなされないままに似たような提案が繰り返されている。そして今日、農業後継者の減少はきわめて深刻であり、食料自給率も低下の一途を辿っている。

農村民主化を農業近代化によって実現しようとした中札内村は、農家小組合の設置による部落組織の再編と共同化法人を中心に生産者組織を再編成する一方、機械銀行や農協組織の管理センター化を実現し、酪農・畑作・養豚・養鶏などの専業経営の組み合わせによる有機農業システムの構築を図るという周到な農村・農業近代化計画によって生産性の高い地域農業の推進体制を実現した。そして農家は多元的な農業生産システムのなかから主体的にいずれかを選択している。傾向としては、共同化法人を離脱して一戸一法人＝個別経営

のスタイルをとる単独志向が趨勢となる一方で、共同経営法人の動向は、企業型組織としての性格を明確にする方向をとりながら「農地をもたない農業従事者」を許容するシステムとなっている。表1にみるように共同経営法人においては、単独者や核家族型世帯が構成メンバーとなっており、拡大家族世帯が構成メンバーとなりにくい構造が存在する¹¹⁾。

以上にみてきた事例的な考察をもとに農村地域社会と家族変動の軌跡を図2のように俯瞰するならば、自作農の創設を果たした農地改革以降、農業政策は自立経営農家を育成するために農家相続の円滑な継承や農地の流動化を図り、農業機械化を媒介とした共同化と法人化を図り、規模拡大路線を推進してきた。そして現在、新農政によって法人化や規模拡大、中核農家の育成が唱われており、国際化への対応が課題となっている。

しかし、規模拡大による中核農家は増加せず、出稼ぎと兼業化によって自己の生活基盤を守った小規模農家が現状を維持して存続している。結果として、農業近代化政策は、零細規模の家族農業を駆逐することはできなかったのである。しかも経営上は合理的なものとされている法人経営の農家が拡大家族世帯の形態を選択していることは、経営の近代化は家族の近代化と相即していないことを意味している。

さて、もうひとつ、農村家族と農村地域社会との関連で強調しておかなくてはならないのは、農業問題で常に大きな位置を占めている後継者問題に関するものである。それは、農家の子弟を農業後継者とする世襲的性格を前提とした原則を見直すことである。農業の後継者は農家の後継者でなければならないという考え方に固執する必要はない。これは、農家の子弟の職業選択の自由の保障という視点からだけでなく、農業者以外の者が新たに職業として農業に参入することを保障するという観点¹²⁾からも視座の転換が求められている。ただ、これは、農業という職業の継承という問題よりも代々相続されてきた土地を守るという伝統的な文化価値に根ざしたものであるから、政策的に道を開く際にはある意味で学際的な視野で

検討することが必要である。最近になって、これまで農家の後継者に優遇措置を講じてきた農政も、「新規参入」を打ち出して他産業従事者が新たに農業者となるための支援プログラムを準備するようになっているが、基本となるのは、あくまで農業は、農業を希望する個人によって選択され、その生産・生活基盤をできるだけ合理的なものとする仕組みの構築である。今後の農業問題は、国民レベルでのフィロソフィが求められており、それを基盤とした農民と消費者および行政府の間で明確な政策合意に関する議論が必要となっている。

最後に残る問題は、高齢化に伴う福祉の問題である。拡大家族、核家族、そして一人暮らしという家族構造の多様化は、前述したように、都市地域同様に農村地域においても進んでいる。このことは、農村地域においてもより一層の介護問題の深刻化とインフォーマルケアのサポートを用意する必要性を浮き彫りにしている。農村地域社会において、介護負担の発生と増加に直面するとき生産活動と介護の対応をどのように行うかが問題となる。規模拡大を図る二世帯夫婦家族は、介護負担の余裕はないため介護サービスの社会化が求められる。とくに法人化や経営体としての農家の位置づけが強化されるなら、家族介護機能をサポートすることの重要性はきわめて高いものとなる。つまり在宅福祉サービスの強化が本格的に進められなくては、個別の家族では対応できないケアの限界があるのである。

また農村居住者世帯の高齢者世帯化や単身高齢者世帯の増加による新たな問題がある。都市から農村への転入者のなかには、ふるさとに戻って生活したいと考える高齢者世帯や老後を田舎で過ごしたいという人々も次第に増加しつつある。そして前述したように最近の傾向として離農高齢者世帯の定住化が認められる。こうして、必然的に都市型の在宅福祉サービスが必要となってくる。結局、農業の近代化が在宅福祉サービスの重要性と多様化を必要とし、かつ都市と農村地域社会におけるニーズの普遍性を生み出しつつある。それは在宅福祉サービスシステムの必要性和普遍性を支えるシステムの構築を要求することとなり、農村

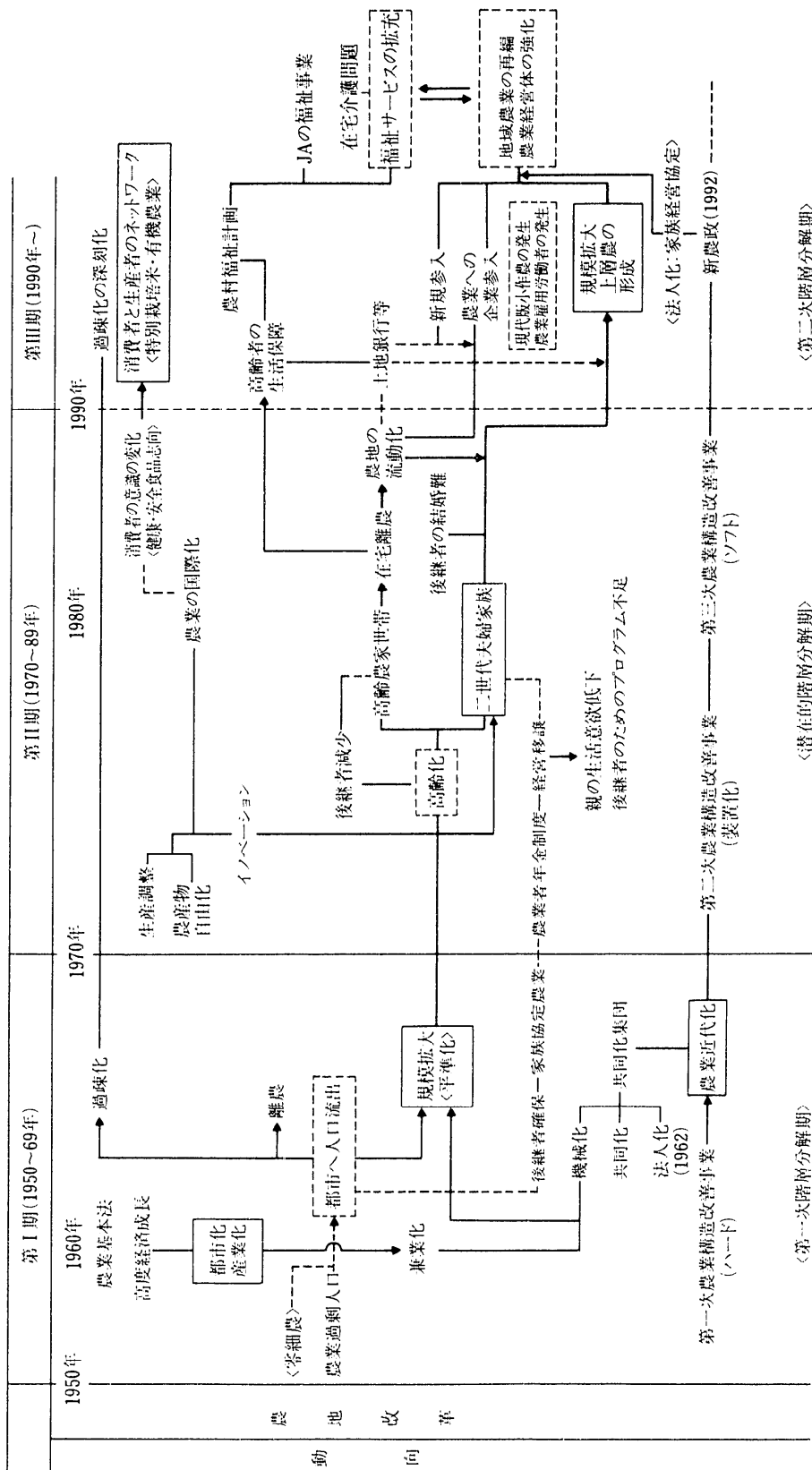


図2 農村地域社会と家族の変動図式

地域社会政策の新たな転換を意味している。

民主化と近代化の到達度を表すメルクマールは、自己決定と自己責任を基礎とする個人主義的価値の浸透と定着の程度によって示される。イギリスの新しいコミュニティケアの考え方 [Meredith, 1993] は、地域で自立した生活を送るための権利保障とサービスの選択を基本としている。戦後 50 年を迎える現在においても、民主化の課題はその重要性を失ってはいないのである¹³⁾。

注

1) 現代の社会福祉システムのモデルは、24 時間の在宅ケアシステムの確立による自立生活のサポートが基本目標となっている。それは公的サービスに加えて民間非営利団体、インフォーマルセクターあるいは市場の機能による福祉資源の動員を図る福祉多元主義の理論を前提としている。福祉多元主義の理論 (Evers, 1991) によると国家、市場、世帯のトライアングルをもって構成される社会福祉システムは、内部にインフォーマル関係とボランティア組織、ワーカーズコレクティブや民間非営利団体を含んだ多様な供給体によってサービス体系を構築している。この福祉多元主義に基づく政策の下に、公的セクターにより一元的に供給されてきた福祉サービス以外に市場セクター、ボランティアセクターおよび家族友人近隣などによって構成されるインフォーマルセクター等による多様なサービス供給政策に現実的な基盤を与えることになった。この考え方は、サービス供給に関して大幅なプライベートセクターの参入とボランティアセクターの積極的な誘導を図る西欧福祉先進国のコミュニティケア政策に大きな影響を与えている。

一方、日本の福祉サービス体系における公助、自助、互助の三者関係は、どのように把握できるであろうか。これまでの福祉サービスの原則は、恤救規則に代表されるように、自助とくにイエの生活保障機能を強調しており、つぎに互助 (親族・友人・近隣・ボランティア等) が動員されることを想定し、自助と互助機能の限界が確認された段階で公助が問題解決のために発動されるという考え方をとっている。したがって公助を必要とする段階になった要援護者にとって (公助によって、自助を回復させるだけの) 自助と互助のキャパシティが残存していないという歪みをもたらすことになる。公助は、原則として自力で支えられない生活基盤をもつ個人や集団に対して提供されるサービス (公的扶助の原則) であり、行政がそれに対して権力的な関係をもたず強制力のない互助に対しては、善意と自発性を尊重するという図式のなかで、何も保障していない。ここ

で強調しておかなくてはならないのは、一般的なモデルとしては、互助は自主的、自発的な結社や集団あるいはネットワークによって構成されるものであるが、(少なくとも) 日本社会においては、自治的組織の形成や文化的な基盤が脆弱であり、相当程度制度化されたシステムのなかに組み込まれていたといえる。例えば、イエとムラの社会構造の下では、近隣は村落社会を構成する下位組織として役割を与えられており、秩序維持のための同調性が機能していたといえる。親子関係や小集団そして利害を共有する集団の典型としての企業社会にも仕事とは関係ない生活場面での個人の活動を抑制する傾向を認めることは容易である。小学校や中学校などでのイジメに関する生徒同士あるいは学校教師の集団がいかに外部からの介入に対して黙秘を決め込むことが多いかを知るならば、インフォーマル集団のもつ強力な反対規範を認めざるをえない。そして互助機能を発揮すべき関係が実はより大きな集団や組織によってコントロールされやすいというのが日本社会の特質といえる。

近代的な社会福祉システムの考え方は、公助をベースとしてフォーマルなサービス体系がインフォーマルなサービス活動をバックアップし、その活動をサポートすることで予防的な機能を位置づけている。自助と互助を独立させて機能させ、その両者のサポート条件として公助を位置づける。つまり民間非営利団体をはじめとするボランティアな集団活動を助長することでインフォーマルな介護機能を効率的にサポートすることができる。またケアマネジメントの理論において強調されていることであるが、いざというとき、地域で生活する人々への支援体制 (例えばいつでも施設を利用することができる、緊急通報システムが利用できていつでも対応できる、あるいは 24 時間の在宅ケアが保障されているなど) が明確であれば、安心して地域で自立生活する機会を享受できる。高齢者、障害者の自立生活ニーズは 24 時間ケアを必要としているのである。

Bleddyn Davis, 'Case Management for elderly people: The Kent Community Care Project and its Descendants in Their International Context', Paper Presented for Takasu International Symposium of Case Management, September 13, 1994, p. 24.

2) この問題は、戦後の農村社会学者や法社会学者をはじめとする共通の認識であり、例えば福武の「農村の民主化なくして日本の民主化はありえない」という主張にみる事ができる。福武 直 (1949) 『日本農村の社会的性格』東京大学出版会。筆者 [杉岡, 1990] は、戦後の民主主義との関係で家族規範の連続と不連続を捉え、かつ近代的組織原理をもつ法人化に関する分析を家族変動の視点によって考察したが、核家族原理の展開は

- 認められず、むしろ変化に対応できる条件をもっていたのが二世代夫婦家族であることを指摘した。
- 3) 一括生前贈与の特例措置や家族協定農業〔杉岡, 1990, pp. 25-53〕〔利谷, 1989〕などの取り組みをみると明らかである。
 - 4) 農家を集団として捉えることが前提となっていたため、個人化の議論はきわめて少ない。この視点は、新保と松田(熊谷)によって提起〔新保・松田(熊谷), 1986〕され、その後、細谷昂らの研究〔細谷他, 1993〕が出されている。
 - 5) ただし、この組織が小農零細経営を存続させ、拡大志向の農家にとって規模拡大を困難にしており、結果として農地の流動化を阻んでいるという点から、農業の近代化に対しては逆機能となっているといえる〔杉岡, 1990, pp. 97-138〕。
 - 6) 元組合長の梶浦福督は、戦後の中札内村の民主化と近代化にもっとも大きな影響力を与えた人物であるが、1955年に北海道農業自立推進協議会を設立して、農業者の経営感覚を問いつづけてきた。現在では、法人経営の相談実務と農業者と消費者のネットワークづくりへと組織を進めている。梶浦福督(1994)『広域農協設立の意義』『農事組合だより』39-9、北海道農業自立推進協議会, pp. 4-7。
 - 7) 民主化を進めることで連帯意識を高め、生産共同化を組合運動のひとつに位置づけることができるというのが中札内村のリーダー層の認識であった〔杉岡, 1990〕。
 - 8) この問題は、実はきわめて文化論的な領域とつながるものであるが、日本人の土地に対する私的所有意識が強いことに要因があるといえる。たとえば共同出資して土地を法人所有としても容易に個別経営の意識から離れられず、とくに自己の労働と他者の労働の現象的な側面に平等性を意識するため、マネジメントの専断的な役割を誰かに任せるという意識が生まれず結果としては、単純な共同労働を構成するという図式になりやすい。この点は、筆者の参与観察結果および共同経営法人の関係者からの聞き取りあるいは、大内力などの指摘にも詳しい。大内 力(1984)『集団化の挫折と展望』および『農業と社会主義』岡野信夫編『農業における個と集団』お茶の水書房, pp. 17-39, 215-237。
 - 9) この問題も注8)と同様の議論が可能であるが、とくに共同経営法人の場合は、構成員の資格が対等の立場を前提にしているところから、ある種の牽制が働くことは避けられない。
 - 10) 図2に示したように農業に対する企業の参入の時期を迎えている状況の下で、すでに企業の経営に取り組む法人などでは、雇用労働力として新規就農希望者や離農者などを確保している。しかも農協による離農跡地の買い取りや農用地合理化法人等による買い取りが進むならば、こうした農業雇用労働者は増加していくといえ、リース農場などの促進が進めば、現代版小作農としての性格を有する就業形態を受けとめることになるといえる。むしろ筆者は小作農化することを単に否定的にとらえているわけではなく、もっぱら農業の自己完結性が崩壊する構造を辿ることに危惧をいっているのである。
 - 11) 近代的組織の構成原理が個人単位の組織参加資格を前提にしていることから核家族型の参加がもっとも合理的な性格をもつといえる。この点については、注8)および注10)を参照。
 - 12) アメリカでは、農業の新規参入者に対して農地取得コストが高くなっているため、不利にならないよう政策的に対応されている〔アメリカ合衆国農務省, 1983〕。アメリカでは新規加入に関する阻害要因として土地費用、機械・機具の高価格、所得がないこと、非農業者との投資の競争などをあげている〔アメリカ合衆国農務省, 1983, pp. 32-35〕。
 - 13) すでにヨーロッパでは、EUを組織して高齢者ケアプログラムについても共同的な取り組みが進んでいるが、その基本となるコンセプトは、自立した個人の生活をいかにサポートするか、そのためのインフォーマルケアをどのように支えるかという議論とあくまで自己決定と自己責任を基礎とするサービス利用者の人権の尊重、まさに個人主義的価値に依拠する民主主義の重視がうかがわれるものとなっている。それゆえ高齢者や児童に対する虐待に関して、それをいかに予防するかが問われているのであり、日本においても早晩このような議論がなされるものと考えられる。杉岡直人『家族規範の変容』(野々山久也他編)『いま家族に何が起っているのか』ミネルヴァ書房より近刊。

参考文献

- Adalbert Evers (1991), *Shifts in the Welfare Mix-introducing a New Approach for the Study of Transformation in Welfare Policy*, in Adalbert Evers and Helmut Wintersberger(eds.), *Shifts in the Welfare Mix: Their Impact on Work, Social Services, and Welfare Policies*, Frankfurt am Main: Campus Verlag; Westview Press.
- 有地 亨(1985)『2つの家族論』『これからの家族』(法学セミナー31)日本評論社
- Barbara Meredith (1993), *Community Care Handbook*, 杉岡直人・平岡公一・吉原雅昭訳『コミュニティケアハンドブック』(ミネルヴァ書房より近刊)
- 細谷 昂・小林一穂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇(1993)『農民生活における個と集団』御茶の水書房
- 細谷 昂(1994)『転換期』農政と家』『社会学年

- 報』pp. 39-62.
- 北海道農政部 (1993)『北海道離農実態調査』
- 磯辺俊彦編 (1993)『危機における家族農業経営』日本経済評論社
- アメリカ合衆国農務省 (1983)『アメリカの家族経営』(金沢夏樹訳編) 楽遊書房
- Naoto Sugioka (1992), 'Ambivalence of Personal Social Services for the Elderly in Japan', Paper Presented at the 21st Annual Conference of British Society of Gerontology, Kent, England, September 18-20, 1992
- 大内 力・今村奈良臣 (1993)『新農政を斬る』日本農業年報 39, 農林統計協会
- Servolin Claude (1989), *L'agriculture moderne*, 是永東彦訳 (1993)『現代フランス農業』農政研究センター国際部会リポート No.13, 農山漁村文化協会
- 杉岡直人 (1990)『農村地域社会と家族の変動』ミネルヴァ書房
- 杉岡直人 (1994)「家族経営の变革と継承」『年報 村落社会研究』30, 農山漁村文化協会 pp. 105-130.
- 新保 満・松田(熊谷) 苑子 (1986)『現代日本農村社会の変動』御茶の水書房
- 玉 真之介 (1994)『農家と農地の経済学』農山漁村文化協会
- 利谷信義編 (1989)『親子契約の研究』(親子契約研究会) 全国農業会議所
- 徳野貞雄 (1990)「農業危機における農民の新たな対応」『転換期の家と農業経営』村落社会研究 26, 農山漁村文化協会 pp. 7-65.
(すぎおか・なおと 北星学園大学教授)